

2020年合格目標 司法書士講座

初学者向け本科生

体験講義用
教材

基礎講座

《全体構造編》

オリジナルレジュメ

※無断複写・転載を禁じます。

「全体構造編」第1回講義の体験用教材です。参考までに第2回以降の講義範囲も掲載しています。

TAC

「基礎講座 全体構造編」 講義範囲

「基礎講座 全体構造編」は、各回の講義で以下の講義内容を取り扱う予定です。

レジュメの該当項目及びページ数についてはめやすであり、前回の復習を次の回で行うなどしてページ数が前後することがございます。あらかじめご了承ください。

講義内で講師から適宜ご案内いたしますので、講師の指示に沿って学習を進めてください。

■基礎講座 全体構造編

回数	講義内容	オリジナルレジュメ	
		該当項目	該当ページ
第1回	試験ガイド 民法	1. 民法 (1) 民法総則 (2) 物権 (3) 担保物権 (4) 債権総論 (5) 債権各論 (6) 親族 (7) 相続	P1 ~ P24
第2回	不動産登記法 会社法（商法） 商業登記法	2. 不動産登記法 3. 会社法 4. 商業登記法	P25 ~ P37
第3回	民事訴訟法・民事執行法・ 民事保全法 供託法・司法書士法 憲法・刑法	5. 民事訴訟法 6. 民事執行法 7. 民事保全法 8. 供託法 9. 司法書士法 10. 憲法 11. 刑法	P38 ~ P49

はしがき

全体構造編は、単なる司法書士試験の紹介ではありません。ここが大切な合格への第一歩です。

私達TAC司法書士講座では、皆さんの一発合格を現実のものにするために、この講座を開講しました。そして、一発合格するためには、一日も早く、法律の勉強とは何か？を知る必要があると考えています。

法律の勉強は、他の勉強とは違います。答えを出せばいいというものではなく、答えを出すまでのプロセスを理解することが要求されています。法律が論理学である所以です。法律を身につけるためには、正しい道筋を辿ることが大切です。そのためには「地図」が必要なのです。この全体構造編こそが、皆さんにとっての「法律の世界地図」というわけです。

いま自分はどこを勉強しているのか？ゴールはどこにあるのか？さらに、これまで勉強してきたこと繋がるのか？こうした問いに答えるためにあるのが『全体構造編』です。

ぜひ、この世界地図を常に傍らに置いて法律の旅に出てください。

きっと、旅の最後に合格が待っているはずです。

TAC専任講師 木村 一典

試験ガイド

■ はじめに

登記申請の代理からスタートした司法書士の仕事ですが、その内容と活動範囲は、時代の変化に合わせて多様化しています。今では訴訟の場や成年後見、さらには企業法務といった形で活躍する司法書士も増えており、そのニーズも変わってきました。

では、これから講座を始めるにあたり、この仕事をするために必要とされている試験の「合格」というものが、もう少し具体的にイメージできるよう、司法書士の仕事内容を時代の流れに沿ってご紹介していきましょう。

■ 司法書士の仕事

①不動産登記

司法書士の仕事は、登記から始まりました。

不動産に関する権利というのは、当事者間で契約を結ぶだけでは完全とはいえず、取得した権利を登記所に「登記」という手続が必要です。これを行うことにより、その権利は世の中の誰に対しても主張することができる完全な権利となります。

そうした土地や建物の売買、また相続といったさまざまな権利変動が起こるとき、司法書士は登記の専門家として手続を代理し、クライアントの大切な財産をトラブルから未然に防ぐなど、権利を守る手助けをします。

②会社設立・商業登記

2005年、旧商法から再編された会社法ができ、現在では資本金が“0(ゼロ)円”でも会社を作ることができるようになりました。ただ、その存在は「設立の登記」という手続をしてはじめて世の中に認められ、会社として活動することができるようになります。

設立登記では、その名前(商号)や住所(本店)、役員など一定事項の登記が必要で、これらを登記することによって商取引の安全を図っています。また、これらの事項に変更が生じたときにも登記が必要です。こうした会社(法人)に関する登記手続の代理も、司法書士の重要な業務の1つです。

③供託実務

登記業務以外でも、従来から行っていた業務の1つが供託です。例えば、家主さんから急な家賃の値上げを要求されたものの納得がいかない、といった場合に利用する手続です。

従来の家賃のままでは家主さんからは受取りを拒否され、かといって、このまま放置したのでは家賃の未払いとなってしまう、最悪の場合、立ち退きを要求されてしまいます。そんなとき、借主は法務局などに家賃を預ける「供託」という手続をとることにより、とりあえず、債務を免れることが可能です。こうした供託に関する手続の代理という場面でも、司法書士が活躍しています。

④法律相談

不動産の売買や相続・離婚、会社設立など、司法書士が受ける業務はさまざまですが、それぞれの業務を完了させるまでには複雑な問題が絡むことも多く、司法書士にとって、法律相談も重要な職務となっています。

⑤簡裁訴訟代理等関係業務

司法書士は、2002年に行われた司法書士法の改正により、簡易裁判所（訴訟額140万円以下）の訴訟においては、弁護士と同様に弁論を行い、証人尋問や和解、仮差押、仮処分や裁判外での和解交渉などを行うことができます。

※簡裁訴訟代理等関係業務を行うには、司法書士試験の合格後、日本司法書士会連合会が実施する特別研修を修了し、法務大臣が実施する「簡裁訴訟代理等能力認定考査」で認定を受け、“認定司法書士”となる必要あり。

⑥裁判事務

認定司法書士に限らず、司法書士は、その他の裁判においても、訴状や答弁書、告訴状や告発状等、裁判所や検察庁に提出するための書類を作成することができます。

ひと口に事件といっても複雑なものばかりではありません。訴訟代理人を付けなくても本人自身での訴訟が可能な内容の場合、司法書士は、書類の作成という形で本人訴訟の手助けをすることができます。

⑦成年後見業務

成年後見制度とは、判断能力が不十分な未成年者や認知症の方、そして知的障がい者や精神障がい者の意思を補完し、本人のために法律行為の代理や同意を行うことにより、判断能力が不十分になった方々を支援するための制度で、親族等以外では、司法書士が一番多くその業務を受任しています。

超高齢化社会といわれる現代、身近で頼れる第三者として、今後もさらにその役割が期待されています。

⑧企業法務コンサルティング

司法書士といえば、登記手続の代理業務がメインだと思われがちですが、近年では、会社設立や事業承継・相続、また組織再編など、企業法務を包括的に行い、企業相手の業務をメインに、リーガルサポートを行う司法書士が増えてきています。コンプライアンスが叫ばれる昨今、法務部などを自社で持つまでの規模にはない中小企業等にとっては、特に期待される分野です。

■試験概要

・筆記試験

受験資格	年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験可
受験手数料	8,000 円（収入印紙で納付）
受験案内及び受験申請書の配布	例年 4 月上旬～5 月中旬 * 願書は各都道府県の法務局または地方法務局の総務課で配布
申請受付期間	例年 5 月上旬～中旬 * 願書の提出は、受験する試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局または地方法務局の総務課に提出。郵送も可
試験日	例年 7 月の第一日曜日
択一式の基準点等の発表	例年 8 月上旬～中旬 * 法務省ホームページへの掲載（多肢択一式問題の正解および基準点）
筆記試験合格発表	例年 9 月下旬～10 月上旬 * 法務局または地方法務局、法務省ホームページへの掲載（合格者の受験番号および記述式の基準点や総合の合格点）および受験者への通知

<p>試験時間 試験科目 試験方法 出題数 配点</p>	<p>【午前の部】 9:30～11:30 (2時間) マークシート方式による多肢択一式 (35問)</p> <table border="1" data-bbox="466 382 908 672"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>多肢択一式 (105点満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>憲法</td> <td>3問</td> </tr> <tr> <td>民法</td> <td>20問</td> </tr> <tr> <td>刑法</td> <td>3問</td> </tr> <tr> <td>商法 (会社法を含む)</td> <td>9問</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記出題数および配点は平成30年度のものであります。</p>	科目	多肢択一式 (105点満点)	憲法	3問	民法	20問	刑法	3問	商法 (会社法を含む)	9問														
科目	多肢択一式 (105点満点)																								
憲法	3問																								
民法	20問																								
刑法	3問																								
商法 (会社法を含む)	9問																								
	<p>【午後の部】 13:00～16:00 (3時間) マークシート方式による多肢択一式 (35問)、記述式 (2問)</p> <table border="1" data-bbox="466 915 1001 1356"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>多肢択一式 (105点満点)</th> <th>記述式 (70点満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民事訴訟法</td> <td>5問</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民事保全法</td> <td>1問</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民事執行法</td> <td>1問</td> <td></td> </tr> <tr> <td>司法書士法</td> <td>1問</td> <td></td> </tr> <tr> <td>供託法</td> <td>3問</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産登記法</td> <td>16問</td> <td>1問</td> </tr> <tr> <td>商業登記法</td> <td>8問</td> <td>1問</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記出題数および配点は平成30年度のものであります。</p>	科目	多肢択一式 (105点満点)	記述式 (70点満点)	民事訴訟法	5問		民事保全法	1問		民事執行法	1問		司法書士法	1問		供託法	3問		不動産登記法	16問	1問	商業登記法	8問	1問
科目	多肢択一式 (105点満点)	記述式 (70点満点)																							
民事訴訟法	5問																								
民事保全法	1問																								
民事執行法	1問																								
司法書士法	1問																								
供託法	3問																								
不動産登記法	16問	1問																							
商業登記法	8問	1問																							

・口述試験

受験資格	筆記試験合格者
試験日	例年 10 月中旬
試験時間	1 人約 15 分
試験科目	不動産登記法、商業登記法、司法書士法の他、司法書士業務を行うのに必要な知識について
試験形式	口述式（2 人の面接官が 1 人の受験生に口頭で回答を求める）
最終合格発表	例年 10 月下旬～11 月上旬 ＊法務局または地方法務局（最終合格者の筆記試験時の受験番号および氏名）、法務省ホームページへの掲載（最終合格者の筆記試験時の受験番号）および受験者への通知 ＊11 月中旬に官報にて氏名掲載

■ 司法書士試験科目の特徴

受験というのは、長期戦になってしまうとモチベーションも低下し、勉強そのものもマンネリ化しがちです。とはいえ、こうした難関資格といわれる試験こそ合格までに時間がかかるのも事実。ですが、実はそういった難しい試験だからこそ、まずは「一発合格する！」という強い意志をもって勉強をスタートする必要があります。

ただ、むやみに勉強するだけでは短期決戦には勝てません。そこにはしっかりとした戦略が必要です。そこでこの講座では、“どのように勉強していけば確実に実力がつき、合格できるのか”にこだわった講義を展開していきます。

試験対策の戦略を立てるには、まずは、趣旨であるこの試験の特徴をつかむことが肝心です。その大きな特徴は以下の 2 つです。

・超専門家(実務家)試験

司法書士試験は、法律科目だけで構成されている試験です。行政書士試験をはじめとする多くの資格試験では、専門分野以外の科目もその試験科目としており、大きく異なります。

・なんと試験科目は全部で 11 科目

司法書士試験は、法律科目だけでの出題にもかかわらず、その科目数が非常に多いということも目立った特徴です。

1 主要 4 科目の理解が不可欠

全 11 科目で構成されている司法書士試験ですが、その中でも「民法・不動産登記法・商法（会社法）・商業登記法」が占める割合は 75.7%以上と圧倒的な出題数となっており、『主要 4 科目』とよばれています。この 4 科目は、その他の科目の基礎でもあるため、特に正確な理解が必要となる科目です。

(1) 各科目の特徴

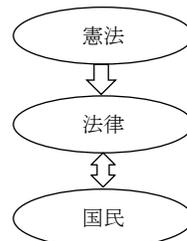
◆ 午前科目（多肢択一式／35 問）◆

憲法（3 問）

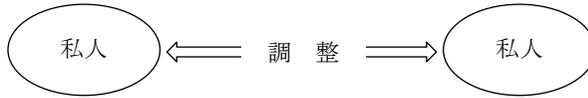
憲法とは、「法律の法律」です。

法律が、国民の人権を不当に制限しないように

見張っているのが憲法です。



民法 (20 問)

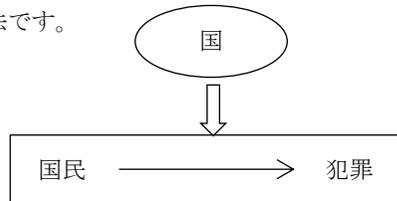


「民法を制する者は司法書士試験を制す」と言われるほど民法は重要です。
まずは、他の多くの科目の土台となる民法の理解が不可欠です。

刑法 (3 問)

法律の中で、罪と罰を規定しているのが刑法です。

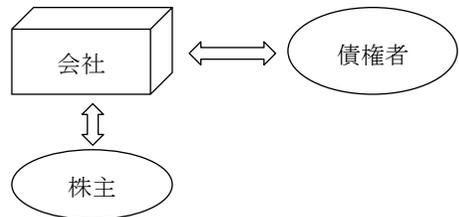
ゆえに、その処罰範囲の理解が
ポイントになる科目です。



会社法 (9 問)

株主と債権者の保護を図った法律です。

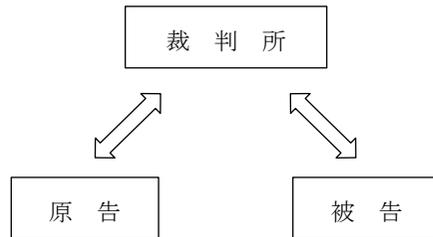
仕組みを理解することが攻略と面白さの
ポイントになります。



◆ 午後科目（多肢択一式／35問）◆

民事訴訟法（5問）

目には見えない権利の有無を
証拠を使って「見える化」したのが
民事訴訟法です。



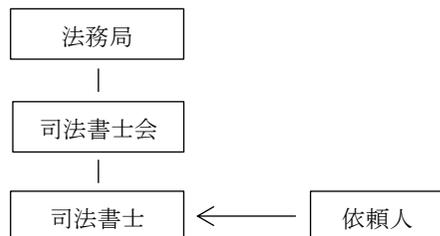
民事保全法（1問） ・ 民事執行法（1問）



裁判で権利が認められても、相手がそれに従うとは限りません。
そんなときのためにあるのが「保全」と「執行」の手続です。

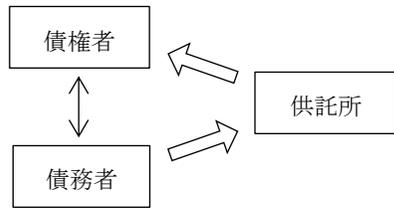
司法書士法（1問）

司法書士になる上で絶対に必要な倫理
および、業務を行う上で必要な登録や
ルールに関する科目です。



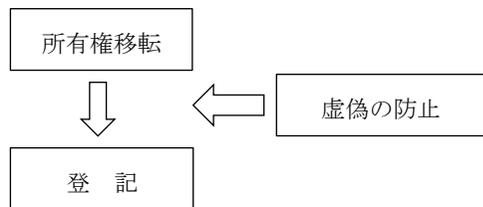
供託法（3問）

民法をはじめ、さまざまな法律で決まっていることの後始末をする手続きが供託です。
他の科目と関連づけて勉強するのがポイントです。



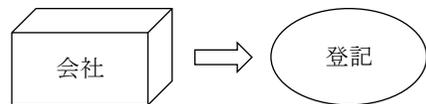
不動産登記法（16問）

民法に次いで出題数が多く、
登記の基本を理解する上で
不可欠な科目です。



商業登記法（8問）

会社の、規模や組織の「見える化」を
図った法律が商業登記法です。



(2) 実務直結型試験

司法書士試験は、資格試験の中でもかなり実務直結型の試験だといわれており、特に午後の記述式試験の内容は、問題文（事案）に対する登記申請書を、作成する力を問われるものとなっています。

◆ 午後科目（記述式／2問）◆

不動産登記法（1問）

記述式の不動産登記法は、不動産の権利変動を书面化するものです。例えば、売買があればその所有権が移転しますが、所有権は目に見えないため、まず、これを「見える化」するために“登記する情報を整理する能力”を問うのが択一式での不動産登記法で、実際にその“登記申請書の作成能力”を問うのが、記述式の不動産登記法となります。

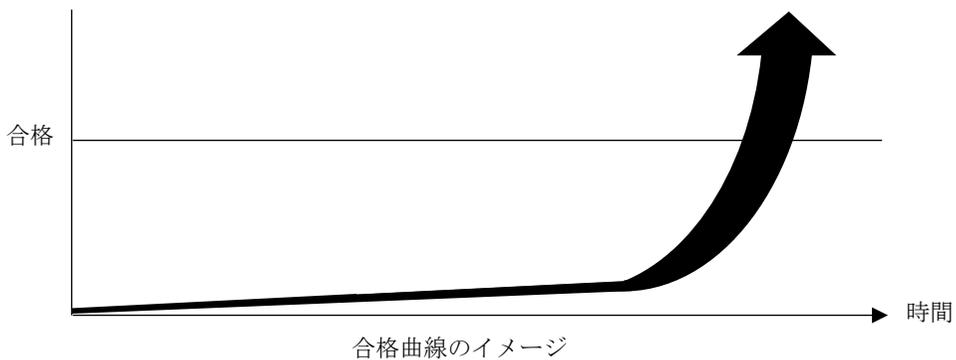
商業登記法（1問）

記述式の商業登記法は、会社の実体の変動を书面化するものです。例えば、取締役 A が退任して、B が就任した場合には、取締役 A の退任登記と、取締役 B の就任登記をすることになりますが、この“登記すべき情報の整理”に対する力を問うのが択一式での商業登記法で、実際にその“登記申請書の作成能力”を問うのが、記述式の商業登記法となります。

2 合格曲線を描け

短期間で合格する人たちの実力の伸び方には、ある共通点があります。それが合格曲線です。

短期合格者たちの力の伸び方には、ある時期から急激な上昇カーブを描くという特徴があります。では、どうすれば合格曲線が描けるのか？ それを知って実践できれば、皆さんも確実に合格へ近づくことができるはずです。



その合格曲線を描くためには2つの重要な要件があります。

1つ目は、「基本の徹底」です。まずは、問題演習等の勉強に突入する前に、必ず基本的な勉強を徹底し、その後も継続するという事です。一流のスポーツ選手ほど、ランニング等の体作り(基礎練習)を大切にしているものです。これは勉強にも同じことが言えるのです。

そして合格曲線を描くための2つ目の要件が、「情報の一元化」です。

受験生というのは、つい自分に足りないものを補ってくれるものがあれば、「それが欲しい！」とあれこれ手を出したくなるものですが、基本的には、「六法・テキスト・講義(ノート)・過去問題集」以外使わない覚悟が必要です。そして、それができた人こそが合格曲線を描くことができ、また、その覚悟と実行が早い段階でできた人こそが“短期合格者”なのです。

情報源を、先に挙げた六法等、自分が初めに決めた4つほどに絞り、「テキストに書いてある記述は過去問ではどう問われるのか?」「講義ノートはテキストのどの部分を埋めるものなのか?」等々、これらの情報源から得たものを、縦横に結びつけリンクさせる(これをクロスリファレンスといいます)ことが、法律を得意にするには重要なことなのです。

これを繰り返していく中で、ノートも頭の中もどんどん進化し、最終的に情報は1つにまとま

ります。そして最終的に、試験直前期の勉強で必要なものは、わずかな量に減っていくのです。この一連の作業のことを「情報の一元化」といいます。

またブレない底力を作るためには、ここで他のもの（人）の力を借りないガマンができるかどうか大きなポイントです。本物の合格力をつけたいのであれば、便利な図や表というのは、まず、自分で作った後に参照してください。仕事などのプレゼンテーションであれば、短い時間に自分の考えを相手に伝える手段として、図や表を示すというのはとても有効です。でも、何かを学ぶという場合、図や表というのは、それを見て暗記するために必要なのではなく、自分の中にあり、“受け取った情報をまとめて整理する”という過程こそが重要で、できることなら手を抜きたくなくなるようなものこそが、ブレない、本物の力をつけさせてくれるのです。

テキスト等にある図や表は、単にそのまま覚えるのではなく、自分でまとめる際の参考(イメージ) としたり、一度まとめたものを、さらに改良する際の参考にすると効果的です。

では、ここでもう一度「合格曲線のイメージ図」を見てください。合格曲線という上昇カーブはとても急で、それを描くためにはある時期非常に大きなパワーを必要とします。とても情報を分散させている人が描けるものではありません。「急がば回れ」です。人間つつい楽ができるツールを手にしたくなるものですが、短期合格をしようと決めたからには、勉強が進んでそれなりの力がつくまでは、決して自分自身のために楽をしないことです。大きなカーブの合格曲線を描くために、先に挙げた情報源から離れず、これらをしっかり結びつけてください。「丁寧な土台作り」でしっかりした法律の基礎を身につけ、「クロスリファレンスによる情報の一元化」をすることができれば、きっとブレることなくそれぞれの合格曲線が描けるはずです。

3 講義(講座)の重要性

司法書士試験の受験を考えたとき、皆さんはまず初めに、独学で勉強を始めるのか、または予備校を利用するのかを考えたのではないのでしょうか。もちろん、独学で合格できないわけではありません。ただし、独学の場合には以下のような点で困難を伴います。

(1) 独学で得られる情報は自分の理解を越えられない

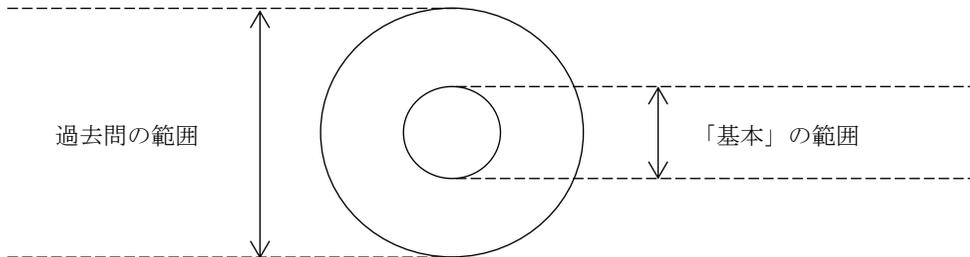
前述のとおり、この試験は専門性の高い試験ですから、求められる“ものの見方や考え方”が通常のレベルとは違います。ところが独学では、自分の今持っている力の範囲でしかテキス

トに書いてあることを読み取ることができず、これでは本当の意味での専門的な知識は身につけることができないのです。

(2) 大事なところと、そうでないところの判断ができない

そこで、多くの受験生は過去問を使い、大事なことが何なのかを知ろうとします。ところが、過去問では“何が大事で、何が大事でないか”の判断はつきません。

過去問は、下記の図のとおり、基本から応用までの幅広い範囲の中から出題されます。こうした特徴を持つ過去問から、わかっていなければならない知識を見分けるには、それなりの能力が必要となるため、独学は厳しいと言わざるを得ないのです。



(3) 独りよがりになりがち

独学を選択した場合、頼れるのは「テキストと過去問と自分」しかいないため、多くの受験生が当たり前に見えるものと、そうでないものの判断をつけるのが難しくなります。そこで、試験があくまでも相対評価であることを忘れてしまい、合格とは違う方向へ突き進んでしまうことがあるのです。

確かに、過去問等の問題演習には“刺激と即効性”があります。それゆえ、受験生はつい安易に手を伸ばしてしまうのですが、実はそこに落とし穴も潜んでいて、独学ではなかなかその落とし穴に気付かないまま道を間違え、遠回りすることがあるのです。

即効性のあるものには“持続性”がありません。つまり、どこかで早いうちに伸びが止まり、限界を迎えてしまうのです。その限界を取り除くものが、基本的な勉強です。テキストや条文の読み込みもその1つでしょう。ただ、テキストの場合、知識の吸収には適していても、考え方を身につけるには不十分な点もあるため、「基本」を身につけるための勉強には、どうしても講義が必要となるのです。

4 講義の効果的利用法

合格の絶対条件である「情報の一元化」の効率を上げるのに不可欠なのが「講義」です。この最高の教材をどう活用できるか、そこが、短期合格の最大のポイントだと言ってもいいでしょう。

司法書士試験の難しさの原因の1つが、法律の難しさです。法律には、他の勉強とは違う「難しさ」があります。この「難しさ」が“何でどこにあるのか”を知っている人こそが、短期合格への切符を手にすることができるのです。

法律の問題の答えは、「条文」であったり「判例」であったりします。しかし、法律が難しいのは、その条文や判例の数が多いからではありません。その難しさは、“問題のすべてに条文と判例が存在しているわけではない”ところにあるのです。

条文や判例に書かれていないものに対しては、法律の一般的なルールを使って答えを出すわけです。こうしたルールを知るためにこそ講義があります。

5 復習の仕方

講義はテキストの朗読を聴くわけではありません。その講義を最大限活かすためには、復習の仕方にも工夫を凝らす必要があります、そのやり方次第で、合格までに必要な時間の差が出るのです。

(1) 合格は1日1日の合格の積み重ね

講義の復習には、優先順位があります。まず、「今日の講義の復習」からです。

わからないからといって、かなり遡って復習をスタートしてしまうと、常に置いて行かれる状況になってしまいます。効果的な遡り方は、“今日の講義の復習のついでに関係のある箇所に遡る”といった方法です。

(2) 復習のゴールデンタイム

また、復習をする時間にも工夫が必要です。講義後の復習は、できるだけ早いタイミングで行う必要があります。講義を聴いた余韻が残っているうちに復習するのがポイントです。

これが、「復習のゴールデンタイム」です。

6 短期合格を狙う上で気をつけるべきこと

「短期決戦」の最も魅力的なところは、モチベーションの低下を気にしなくて良いという点です。しかし、時間をかけたくないという気持ちから、どうしても詰め込みの勉強になりがちです。しかし、単に詰め込んだ知識というのは戦場では通用しません。本試験で使えない知識は「ない」と同じ。ですから、詰め込みにならないよう、記憶の仕方に注意と工夫が必要なのです。

(1) おすすめの「記憶術」

① 早い時期から「思い出し作業」をする

できれば当日、講義の復習の最初に、今日の講義のすべてを思い出すのです。ノートを見ながら、講義の流れを思い出せばOKです。これで記憶力も数段アップします。

② インパクトを持たせて覚える

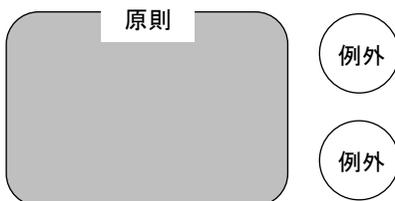
記憶は、インパクトを持たせることにより、必要なものを必要なときに取り出しやすくすることができるのです。

(2) 原則と例外

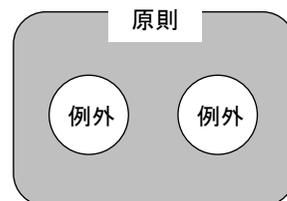
詰め込みの暗記にならないようにするためには、“法律の考え方を活かしたインプット”が大切になります。法律の考え方の中で最もよく使うのが「原則と例外」です。

皆さんは、「原則と例外」と聞いて、下記の図1と図2のどちらを想像しますか？たとえば、民法総則の最初に出てくる胎児で考えてみましょう。胎児の母親が婚姻外の父親に認知の請求ができるか、という問題がありますが、これは「原則と例外」の位置関係が正しく認識できていれば答えられる問題です。

(図1)



(図2)



どうですか？ 案外、(図1)のように原則の枠の外に例外があると考えている人も多いのではないのでしょうか。こう考えてしまう人は、「原則の枠の中に入るもの」「例外として、原則の枠の外にあるもの」の両方をすべて覚えておかなければ・・・と、膨大な量の知識を暗記しようとする傾向にあります。

しかし、実は(図2)が正解なのです。先ほどの胎児の問題に戻ると、胎児は原則として権利を持つことができません。もっとも、3つの場合には例外が認められます。①相続、②遺贈、③損害賠償請求権です。つまり、「この3つの例外以外はすべて原則どおり → 胎児には権利能力が認められない = 胎児には認知請求権は認められない」ということになります。

このように、法律の勉強では「原則と例外」の関係を上手く使うのが効率的です。「原則」というのは、ある事項の大部分に当てはまる法則をいいます。これには「例外」が付きものなんですね。もっとも、「例外」はあくまでも例外ですから、その数も決して多くはありません。ここに着目して勉強することが大切なのです。つまり、例外をキッチリ押さえれば、それ以外の結論は原則どおりとなるわけですから、問題ごとの結論を無数に勉強したり覚えたりする必要はないわけです。

実際に勉強を始めてみたら、司法書士の試験は細かいことを覚えるだけでつまらないと思ったり、暗記が苦手だから自分には向いていないかも・・・などと感じた方は、ぜひ、このような「原則と例外」という発想を使った勉強をしてみてください。法律には“視点を変えてみる”ことがとても重要です。

(3) 「知ってるつもり」で終わらせない

① “知ってる”と“知ってるつもり”

試験には「知らない問題」も出題されます。それは誰でもわかっている当たり前のことですが、実は、多くの受験生が失点しているのは、取れるはずの「知ってる問題」なのです。

では、なぜ知っているのに失点するのでしょうか？ それは“知ってる”という言葉の先にある「“知ってる” = 理解している」と“知ってるつもり” = 見たことはあるが、理解していない」の違いにあります。

普段の生活の中ではあまり追求されない「理解」というレベルまで“知ってる”を磨かなければ通用しない。それが法律の試験の特徴です。言い換えれば、見聞きしたことがあるだ

けの上辺の知識なのか、それとも、意味を理解しての知識なのかをふるいにかけるのがこの試験の本質です。決して暗記競争ではありません。だからこそ、言葉を変え、角度を変えて、大切な論点は何度でも繰り返し試験に出題され、知ってるつもりで終わらせていた人は“知ってるはずの問題”で失点しているのです。

試験に勝つには、まずはこの“知ってるつもり”の知識を正確なものにするための勉強が不可欠です。そのためには、単に繰り返すだけではなく、その知識の重要部分がどこにあるのかを考えながら確認作業をしていく必要があるのです。

② 知らない問題

次に、知らない問題については問題文のすべてがヒントであることを忘れずに解くのがポイントです。出題者も、受験生の多くが知らない知識を問うことで可否の判定をするつもりはないはずで、問題には必ずヒントがあります。その直接的でない、隠されたヒントから答えを導き出せるようになるために、日々勉強し、応用力を養うのです。

ありがたいことに、法律には大きな特徴があります。まずは体系です。それを理解していれば、知識に頼らなくても答えることが可能になるのです。また、条文は趣旨に裏付けられているので、その趣旨を押さえておけば、知らない条文が問われたとしても、答えを導き出すことが可能になります。この講座では、そうしたヒントを見つけるための視点を養うことに力を入れています。

知らない問題を減らす努力は必要です。しかし、そこには限界があることも忘れてはいけません。大切なのは「知らない問題」に対する対処法を事前に見つけておくということです。すべての問題を「知ってる問題」にしてしまおうと考えた途端、知識の波に飲み込まれ、合格への道のりは険しくなってしまいます。

ぜひ、知らない問題でも何とか正解に辿り着ける、そんな骨太な勉強を心がけてください。それこそが合格への近道です。

1. 民法

民法では、目的物が動産か不動産か？権利が物権か債権か？が重要ですので、全体構造編では、絶対に押さえておいて欲しい即時取得と二重譲渡、物権と債権の違い、さらに判例も大切ですから、条文と判例の関係まで取り上げています。

(1) 民法総則

- ① 意思能力・行為能力
- ② 意思表示
- ③ 代理
- ④ 時効

(2) 物権

- ① 物権変動と対抗要件
- ② 占有権
- ③ 所有権
- ④ 用益権

(3) 担保物権

- ① 留置権
- ② 先取特権
- ③ 質権
- ④ 抵当権
- ⑤ 根抵当権
- ⑥ 譲渡担保権

(4) 債権総論

- ① 債務不履行
- ② 債権者代位権
- ③ 詐害行為取消権
- ④ 多数当事者
- ⑤ 債権譲渡・債務引受
- ⑥ 弁済・代物弁済
- ⑦ 相殺

(5) 債権各論

- ① 契約総論
(同時履行の抗弁権・解除)
- ② 売買
- ③ 賃貸借
- ④ 請負
- ⑤ 委任
- ⑥ 不法行為

(6) 親族

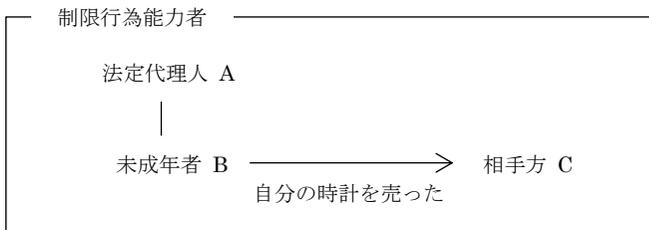
- ① 婚姻・離婚
- ② 親子

(7) 相続

- ① 相続人
- ② 相続分
- ③ 相続の承認・放棄
- ④ 遺産分割
- ⑤ 遺言
- ⑥ 遺留分

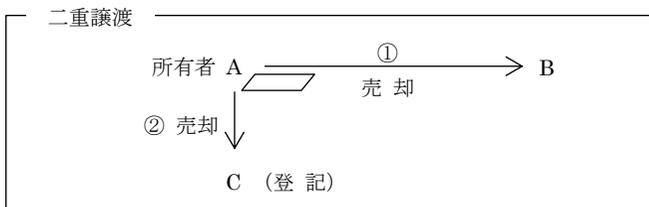
(1) 民法総則

意思能力・行為能力

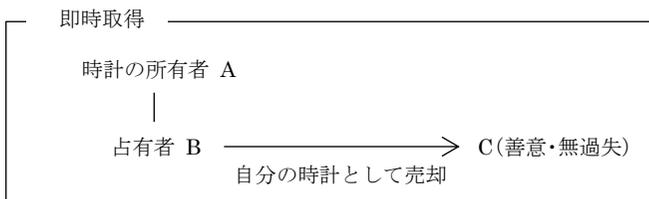


(2) 物権

① 物権変動と対抗要件

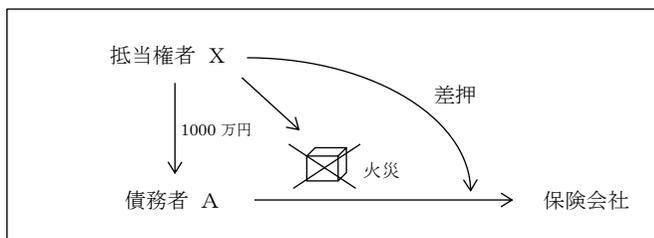


② 占有権



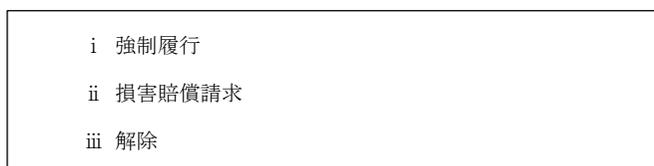
(3) 担保物権

抵当権 (物上代位)

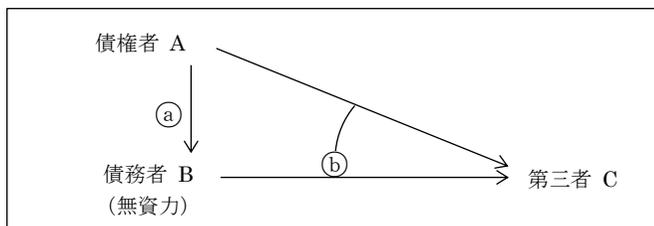


(4) 債権

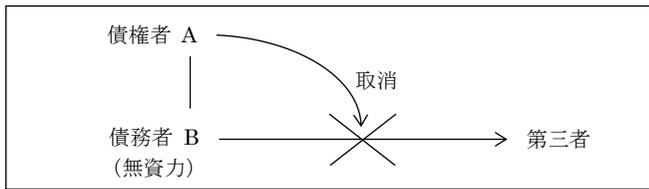
① 債務不履行



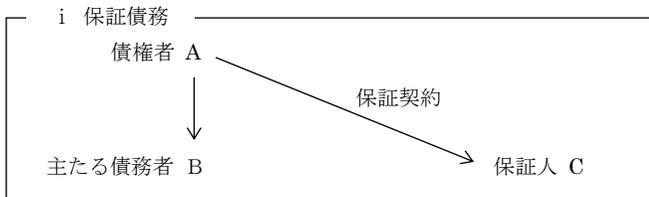
② 債権者代位権



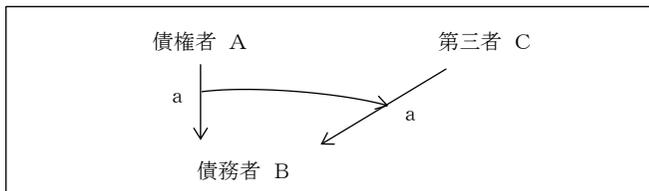
③ 詐害行為取消権



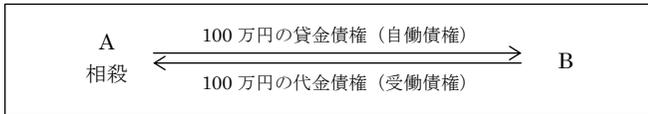
④ 多数当事者



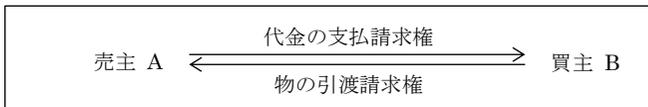
⑤ 債権譲渡



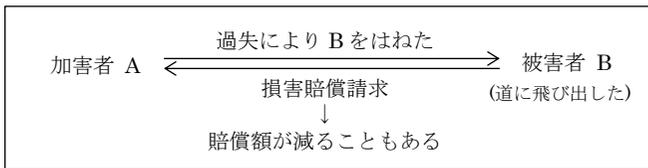
⑥ 相殺



⑦ 同時履行の抗弁権

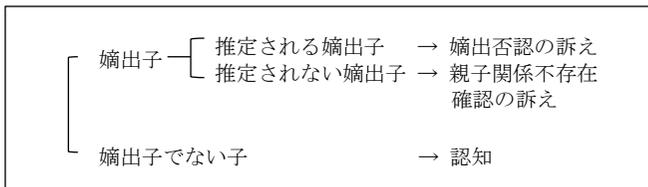


⑧ 不法行為 (過失相殺)



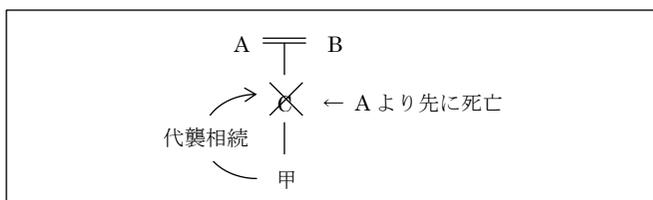
(5) 親族

親子

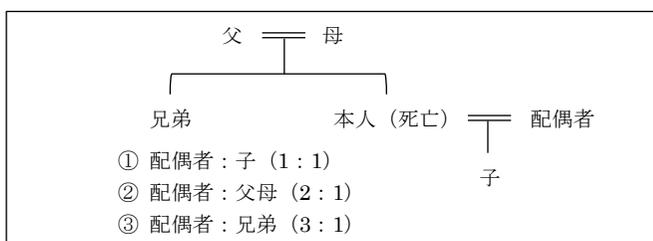


(6) 相続

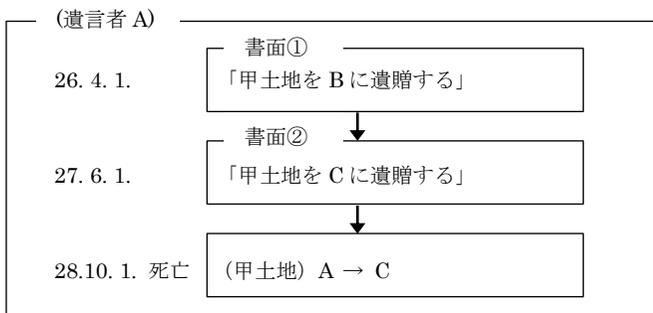
① 相続人（代襲相続）



② 相続分



③ 遺言



④ 遺留分

